

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十一号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(収納代理金融機関における収納事務の範囲)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>十六 自動車保管場所証明通知手数料</p> <p>(口頭、掲示その他の方法による納入の通知)</p> <p>第十一条の二 (略)</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 県が主催する研修会、講習会その他これに類するものの出席等に係る費用</p> <p>五・六 (略)</p> <p>(電子情報処理組織を使用して行う申請等における収入の方法)</p> <p>第十一条の三 前条第一号から第四号までに掲げる収入のうち、電子申請（情報通信技術活用法第六条第一項又は行政手続オンライン化条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。以下同じ。）が行われた場合における当該申請に係るものについては、第十一条第二項本文及び前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織による掲示の方法により納入の通知をすることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(収納代理金融機関における収納事務の範囲)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>十六 自動車保管場所証明通知手数料及び保管場所標章交付手数料</p> <p>(口頭、掲示その他の方法による納入の通知)</p> <p>第十一条の二 (略)</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(電子情報処理組織を使用して行う申請等における収入の方法)</p> <p>第十一条の三 前条第一号から第三号までに掲げる収入のうち、電子申請（情報通信技術活用法第六条第一項又は行政手続オンライン化条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。以下同じ。）が行われた場合における当該申請に係るものについては、第十一条第二項本文及び前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織による掲示の方法により納入の通知をすることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> |

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第47号（第80条関係）
その1－その8（略）
その9

| | | | | | |
|--------|-----|---------------|--------------|-----|-----|
| (略) | | | | | |
| 保 険 | (略) | 歯冠修復・ 欠損補綴 | <u>病理診断料</u> | その他 | (略) |
| | (略) | (略) | 点 | (略) | (略) |
| (略) | | | | | |

備考 (略)

その10 (略)

改正前

様式第47号（第80条関係）
その1－その8（略）
その9

| | | | | | |
|--------|-----|---------------|--|-----|-----|
| (略) | | | | | |
| 保 険 | (略) | 歯冠修復・ 欠損補綴 | | その他 | (略) |
| | (略) | (略) | | (略) | (略) |
| (略) | | | | | |

備考 (略)

その10 (略)

様式第90号（第110条関係）

(略)

引 継 目 録

(略)

- 備考 1 (略)
- 2 預貯金通帳については、その預貯金残高として、発令の前日（後任者の発令の日が前任者の発令の日の翌日であるときは、前任者の発令の日）の額と同額の記載がされているものを引き継ぐものとする。

様式第90号（第110条関係）

(略)

引 継 目 録

(略)

- 備考 1 (略)
- 2 預貯金については、預貯金残高証明を添付するものとする。ただし、預貯金に残高のないときは、前任の廃出納員、総務事務所出納員、県税事務所出納員、現金出納員若しくは分任出納員（廃出納員から廃の会計事務の一部の委任を受けたものに限る。）又は第110条第4項の規定により廃長が事務引継ぎの手続を命じた職員が預貯金に残高のない旨を証明した書類の添付をもつて代えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に自動車の保管場所の確保に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）第六条第一項に規定する同法第四条第一項ただし書の政令で定める通知が行われている場合における保管場所標章交付手数料の収納に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。